

# 大気汚染防止法に基づく工事等の届出の手引

## (特定粉じん排出等作業実施届)

尼崎市 環境保全課 [令和6年7月]

**届出対象特定工事**（吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの）の発注者又は自主施工者は、「特定粉じん排出等作業の開始の日」の14日前までに特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する必要があります。（大気汚染防止法第18条の17）

### 【目次】

届出の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 ~ P 10
○ 特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）	<b>記入例 1</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
○ 工程表	<b>記入例 2</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 13
○ 掲示板	<b>記入例 3</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14 ~ P 16
○ 委任状	<b>記入例 4</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 17
○ 特定粉じん排出等作業完了報告書	<b>記入例 5</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18

## 届出の概要

### 1 届出義務者

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者

### 2 提出時期

特定粉じん排出等作業開始日（※）の14日前まで（届出日と開始日は除きます。）

【例】4月16日に工事を開始する場合は4月1日までに届出を行ってください。

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
届出	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	開始

※ 除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではありません。  
具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指します。また、囲い込み、封じ込め作業にあっては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始日がこれにあたります。

### 3 提出部数

**2部**（1部は収受印の押印後、控えとして返却します。電子データで提出する場合は1部で可。）

### 4 提出書類

#### （1）工事実施前

#### ア 特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）**記入例1**

・届出義務者（発注者又は自主施工者）本人からの届出であることを確認出来るものを添付してください。

（押印がある場合は、押印をもって本人確認としています。押印がない場合は発注者の名刺（発注部署担当者の名刺でも可）を添付してください。）

#### イ 委任状 **記入例4**

・届出義務者（発注者又は自主施工者）が届出書を持参しない場合は、届出義務者から届出を持参する者に対し委任した旨の委任状を添付してください。

#### ウ 事前調査結果

・実施した事前調査の内容が分かるものを添付してください。

（設計図書や分析結果等の根拠資料がある場合は併せて提出してください。）

#### エ 建築物石綿含有建材調査者修了証明書等

・建築物石綿含有建材調査者修了証明書の写しを添付してください。（令和5年9月30日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者は、その証明書）

#### オ 工事対象の配置及び周辺図

・建築物又はその他の工作物（以下、建築物等）の概要と配置がわかる図面及び住宅地図の写し等付近の状況が分かる図面を添付してください。

・工事の対象となる石綿等が使用されている建物を着色してください。

#### カ 特定粉じん排出等作業の工程表 **記入例2**

・特定粉じん排出等作業（除去、封じ込め、囲い込み）を**実施する期間**及び大気

中の石綿濃度の測定予定日について記載してください。(様式は任意)

キ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図

・主要寸法及び特定建築材料の使用箇所及び使用面積を記入してください。

ク 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図

・主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>)、集塵機の設置場所及び排気口の位置を記入してください。(キの見取図への記載でも可)

・大気中の石綿濃度の測定場所についても図示してください。

ケ 標識 **記入例 3**

・事前調査の結果と作業内容について記載した標識を作成してください。

〔石綿事前調査結果報告システムを利用した場合は、システムから出力した標識を利用してください。〕

コ 特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法

・工事の作業要領やフロー図等を作成してください。作成に当たっては、作業基準の遵守状況が確認できるように以下の事項を記載してください。

① 除去の開始前及び中断時に作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認すること。

② 除去の開始前及び開始時、フィルタ交換した場合、その他必要がある場合等、  
随時デジタル粉塵計等により負圧集じん機が正常に稼働していることを確認すること。

③ 上述の確認結果を特定工事が終了した日から3年間保存すること。

・使用する資材等について、カタログ等のコピーを添付してください。

(2) 工事完了後

ア 特定粉じん排出等作業完了報告書 **記入例 5**

イ 石綿濃度の測定結果報告書の写し

ウ 石綿濃度測定を実施している現場写真

エ 作業状況の写真

〔・完了報告書の届出者は発注者でなくても構いません。  
・工事終了後、石綿濃度の測定結果判明後提出してください。〕

## 5 石綿濃度測定について

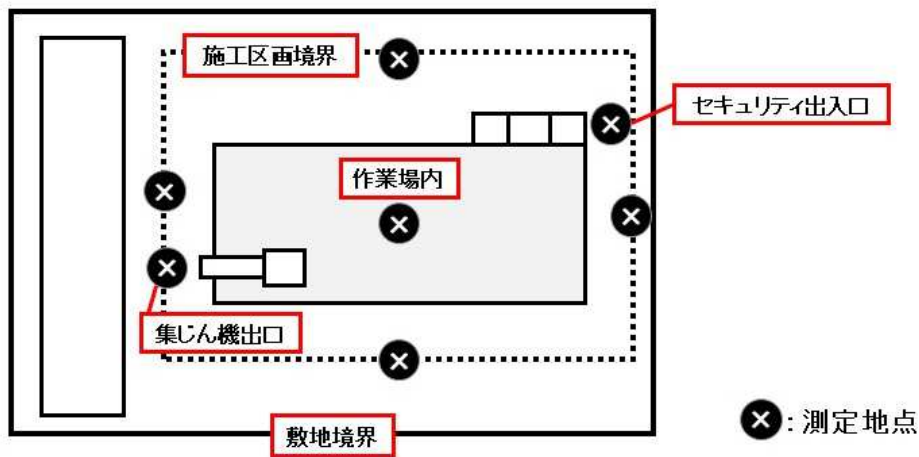
石綿濃度測定は状況に応じて工事前・中・後で行ってください。

測定地点の選定にあたっては、周辺の状況(幼稚園等)を考慮するようにしてください。

作業が1週間以上となる場合は、原則として1週間に1回以上の頻度で測定してください。

### (1) 隔離措置を行った場合

測定場所 測定時期	施工区画境界 (※1)	セキュリティ 出入口 (※2)	集じん機出口 (※2)	作業場内 (※3)
工事前	2	—	—	—
工事中	4	1	1	—
工事後	2	—	—	1
地点数	8	1	1	1



### (2) 隔離措置と同等以上の効果を有する方法を行った場合

測定場所 測定時期	作業近点
工事前	1
工事中	1
工事後	1
合計	3

(※1) 工事前・後については風上・風下の2方向で、工事中については東西南北4方向で行ってください。

(※2) 除去作業の工区ごとに、全てのセキュリティ出入口及び集じん機出口で測定してください。

(※3) 負圧隔離養生を解く前に、一般大気中へ石綿の飛散のおそれがないことを確認するため必ず測定してください。繊維状粒子自動測定器で代用することも可能です。

## 6 事前調査について

解体等工事の元請業者は、施工箇所の石綿含有建材の有無について、原則として有資格者等による事前調査を実施してください。

### (1) 有資格者（事前調査を行うことができる者）

①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）

②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）

③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）

〔一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。〕

④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

⑤工作物石綿事前調査者

（調査者による工作物の事前調査は令和8年1月1日以降義務付けされます。）

### (2) 調査方法

石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか石綿含有建材であるとみなすこととなります。

ア 書面による調査及び現地での目視調査を実施。

イ アの調査により石綿の有無が分からなかった場合は、分析調査を実施。

※石綿が含有しているとみなす場合は、分析調査は必要ありません。

### (3) 発注者に対する説明

元請業者は、発注者に対し事前調査結果について書面を交付して説明する必要があります。

〔様式は任意で構いませんが、法第18条の15に掲げられた事項について説明してください。〕

### (4) 事前調査結果の都道府県等への報告

次のいずれかの解体等工事に係る事前調査結果については、石綿事前調査結果を都道府県等へ報告してください。

①床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

②請負代金が100万円以上の建築物の改修工事

③請負代金が100万円以上の工作物の解体改修工事

〔工作物は環境省告示第77号で定めるものに限ります。〕

## 7 標識（事前調査結果及び作業内容について）

建築物等の解体等作業の期間中は、工事現場の公衆の見やすい場所に標識を掲示してください。表示日は、工事開始の1週間前を目安にしてください。

(1) 石綿事前調査結果報告システムを利用した場合は、システムから出力した標識を利用してください。

(2) 掲示サイズはA3(42.0cm×29.7cm)以上としてください。

(3) 下地の色は飛散性アスベストがある場合は黄色、非飛散性アスベストのみの場合、石綿含有建材が無い場合は白色としてください。

※石綿含有配管エルボ（レベル2建材）の非石綿部による除去は特定粉じん排出等作業実施届出書の提出は不要ですが、標識の下地は黄色にする必要があります。

## 8 作業基準

特定工事を施工する者は次の作業基準を遵守する必要があります。届出された作業の方法が作業基準に適合しない場合には、届出を受理した日から14日以内に計画の変更を命ずることがあります。また、隔離措置を行わず解体を行う等悪質と認められる場合は、罰則が適用される可能性があります。

### <作業基準>

#### 1 掲示板の設置

特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること

(1)長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上であること。(A3以上)

(2)次に掲げる事項を表示したものであること。

- 特定工事の施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 特定粉じん排出等作業の実施期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定工事の施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

#### 2 作業の種類ごとの基準

作業の種類	作業基準
<p>1 令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。)</p> <p><b>石綿含有吹付け材等(Lv.1、Lv.2建材)の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策</b></p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。次に掲げ</p>

		る事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
2	<p>令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）</p> <p><b>石綿含有保温材等（Lv.2建材）の切断等を行わない作業に係る石綿飛散防止対策</b></p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>令第3条の4第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）</p> <p><b>Lv.3建材のうち、仕上塗材（下地調整材を含む）の除去作業に係る石綿飛散防止対策</b></p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>令第3条の4第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの（※）にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p><b>※石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの：けい酸カルシウム板第1種</b></p>

	<p><b>Lv. 3 建材のうち、仕上げ材（下地調整材を含む）以外の除去作業に係る石綿飛散防止対策</b></p>	<p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くにあたって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。<b>【震災等、災害時のごく特殊な場合について適用される項目です】</b></p>
6	<p>令第3条の4第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p> <p><b>囲い込み又は封じ込め作業に係る石綿飛散防止対策</b></p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うにあたっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。</p> <p>この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

## 9 作業基準適合命令

作業基準を遵守していないと認められるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと、又は、作業の一時停止を命ずることがあります。

## 10 罰則

大気汚染防止法では飛散性アスベスト建材に関して次のような罰則規定があります。



< 罰則（一部抜粋） >

- 法第18条の17第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 法第18条の19に規定する特定建築材料の除去等の方法に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 法第18条の21に規定する作業基準適合命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

11 作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録

元請業者等は、石綿の取り残しがないこと等について「知識を有する者」に確認させる必要があります。

(1) 石綿の取り残しがないこと等の確認

- ①除去等作業において、作業計画どおりの飛散・ばく露防止措置がとられていたこと
- ②除去作業終了後に除去面に石綿の取り残しがないか(封じ込め又は囲い込みを行う場合は、適切な飛散防止措置がとられていること)、その他作業区域内へ破片の飛散や堆積粉じんがないか

(2) 知識を有する者

調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者

12 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を3年間保存する必要があります。(自主施工者も同様)

元請業者の場合は、発注者に完了結果を書面で報告する必要があり、その書面の写しもあわせて保存してください。

13 連絡先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課 大気・アスベスト対策担当

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 (本庁舎中館 9階) /Tel 06-6489-6305

メールアドレス ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

< その他、関係法令と窓口（連絡先） >

法令	窓口	連絡先
労働安全衛生法	尼崎労働基準監督署	06-6481-1541
建設リサイクル法	尼崎市 建築指導課	06-6489-6647
廃棄物処理法	尼崎市 産業廃棄物対策担当	06-6489-6310

#### 14 労働安全衛生法に基づく届出書類の代用について

「4 提出書類」のうち、オからクについては、次の表の条件を満たしていれば、労働安全衛生法第88条第3項に基づく届出時に添える書類の写しを大気汚染防止法の書類とすることができます。

大気汚染防止法の届出書類	労働安全衛生法第88条第3項の届出時の添付書類と大気汚染防止法の書類とするための条件
工事対象の配置及び周辺図	① * 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
特定粉じん排出等作業の工程表	⑥ 工程表 ④ 工法の概要を示す図面や⑤労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面の中で工程について記載されていれば、それも該当する
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図	② 建設等をしようとする建築物等の概要を示す図面 (条件: 主要寸法及び特定建築材料使用箇所が記入されていること)
作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図	③ 工事用の機械、設備、建設物の配置を示す図面 ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 (条件: 主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置が記入されていること)

\* ○で囲われた番号は労働安全衛生規則第91条第1項の号数を示す

特定粉じん排出等作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出の提出日を記入

尼崎市長 殿

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務の所在地)

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇(株)

代表取締役 〇〇 〇〇

担当者の氏名 〇〇 〇〇

電話番号 (〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

発注者又は  
自主施工者が届出

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	尼崎市〇〇町〇〇-〇〇 (届出対象 特定工事の名称) 〇〇ビル解体工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自令和〇〇年〇〇月〇〇日 至令和〇〇年〇〇月〇〇日	※整理番号	
特定建築材料の種類	①吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※審査結果	届出受理後、 工事着手まで 14日間必要
特定建築材料の使用面積	220 m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 1,550m <sup>2</sup> (4階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 電話番号(〇〇)〇〇〇-〇〇〇	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株)〇〇興業 代表取締役社長 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号(〇〇)〇〇〇-〇〇〇	

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	〇〇・〇〇-〇〇・3台
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	56m <sup>3</sup> /分 4回以上 (1時間当たり換気回数4回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	高性能エアフィルタ(〇〇-〇〇) 0.3μm以上の粒子を99.97%以上捕集 (HEPAフィルタ)
使用する資材及びその種類	別添資料のとおり	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	薬剤固化及びプラスチックシートによる隔離 詳細については別添資料のとおり	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

工程表

記入例 2

項目	令和〇〇年〇〇月								令和〇〇年〇〇月										
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
準備 片付け付帯作業																			
養生																			
石綿除去																			
片付け																			
その他	石綿測定		○ 前		○ 中														○ 後
	産廃搬出																		
備考																			

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(記入例)			
<input checked="" type="checkbox"/> 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 また、 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 <input type="checkbox"/> 環境の保全と創造に関する条例第57条の規定による作業の届出			
石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	兵庫県○○労働基準監督署 兵庫県・道・府(県) ○○(市)区	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 兵庫県○○市
看板表示日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 兵庫県○○市
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)			
設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 (調査箇所) 1階~5階			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL ××-××××-××××	
1階 機械室	吹き付け石綿 アモサイト	△△△△ を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 ・事前調査・試料採取を実施した者 特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境分析センター ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 兵庫県○○市 ・分析を実施した者 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 兵庫県○○市	
2階 金庫室	石綿を含有する耐火被覆材 クリソタイル		
3階 便所内PS	石綿を含有する保温材 アモサイト		
4階 給湯室	耐火被覆材 石綿含有なし ②		
5階 天井スラブ	吹き付け石綿 クロシドライト ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去)・囲い込み・封じ込め・その他		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 ・機種:負圧除塵装置 ・型式:○○○-2000 ・設置数:○台		
排気能力(m <sup>3</sup> /min)	○○m <sup>3</sup> /min(1時間あたりの換気回数4回)		
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルター・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3μm		
使用する資材及びその種類	・湿潤剤:○○○○・固化剤:○○○○ ・隔離用シート(床0mm、その他0mm)・接着テープ等		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表面を被覆する封じ込め工法 (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法		
備考:その他の条例等の届出年月日			
その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			

掲示板（LV3 建材の除去を行う場合） ※下地は白色（A3 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（記入例）

石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。

また、 労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出

大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出

環境の保全と創造に関する条例第57条の規定による作業の届出

を行っております。

石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		発注者又は自主施工者	
届出先及び届出年月日	兵庫県○○労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	兵庫県・道・府・県 ○○○(市)区	令和○○年○○月○○日	○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	住所
看板表示日		令和○○年○○月○○日	兵庫県○○市
解体等工期	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 (調査箇所) 1階~5階		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 兵庫県○○市	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 ○○○○	
1階 外壁	石綿含有仕上塗材	クリンタイル	連絡場所 TEL ××-××××-××××
2階 床	石綿含有成形板等(Pタイル)	クリンタイル	△△△△ を石綿作業主任者に選任しています。
3階 床	ビニル床シート	石綿含有なし ⑤	調査を行った者(分析等の実施者)
4階 壁	ケイ酸カルシウム板第1種	石綿含有なし ④	氏名又は名称及び住所
5階 天井	吸音板	石綿含有なし ③	○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 ・事前調査・試料採取を実施した者 特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境分析センター ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 兵庫県○○市
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		・分析を実施した者 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 兵庫県○○市	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去)・囲い込み・封じ込め・その他		
集じん・排気装置			
機種・型式・設置数			
排気能力(m <sup>3</sup> /min)			
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)			
使用する資材及びその種類	・湿潤剤:○○○○、剥離剤:○○○○ ・養生シート(厚さ:○mm)・接着テープ等		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。 (例)・原形のまま手ばらし		
備考:その他の条例等の届出年月日			
		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（記入例）

石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。  
石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の規定に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称： ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	元請業者（解体等工事の施工者かつ調査者）
看板表示日	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日	○○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○
調査方法の概要（調査箇所）		住所
調査方法 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしと判断した場合は、書面調査のみとなる 調査箇所 建築物全体（1～3階）		兵庫県○○市
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		現場責任者氏名 ○○○○
<input checked="" type="checkbox"/> この建物には石綿含有建材はありませんでした。（特定工事に該当しません）  1階 ビニル床タイル ③ 2階 天井吸音板 ③ 3階 スレートボード ⑤  ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合 建築物の着工日が2006年9月1日以降 ⑤		連絡場所 TEL ××-×××-××××
		調査を行った者（分析等の実施者）
		氏名又は名称及び住所
		・事前調査・試料採取を実施した者 日本アスベスト調査診断協会登録者 ○○環境分析センター ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 兵庫県○○市
		・分析を実施した者 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 兵庫県○○市
		その他事項
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日



※届出者（発注者又は自主施工者）が届出を提出する場合は不要です。

## 委 任 状

私は都合により **尼崎 太郎** を代行者と定め、下記の特定期じん排出等作業について、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項（第 2 項）に基づく届出のうち、担当行政庁あて提出を行うことにつき委任します。

### 記

1. 工事の内容 〇〇ビル解体工事

2. 工事の場所 尼崎市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇

3. 代理者の住所・連絡先

①住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇

②連絡先（昼間の連絡先） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

○自宅・**勤務先**・携帯

会社名（勤務先の場合） （株）〇〇建設

所属等（勤務先の場合） 〇〇支店

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇-〇

氏 名 〇〇（株）代表取締役 〇〇 〇〇

押印がある場合は、押印をもって本人確認としています。押印がない場合は発注者の名刺（発注部署担当者の名刺でも可）を添付してください。

特定粉じん排出等作業完了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尼崎市長 殿

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務の所在地）  
 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇  
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 〇〇(株)  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 担当者の氏名 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定粉じん排出等作業を完了したので、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	尼崎市〇〇町〇〇-〇〇 (特定工事の名称) 〇〇ビル解体工事		
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	(株)〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保 温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は 破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 _____ (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期 間	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材		
除去等工事に係るアスベスト測定 の結果（敷地境界の最大値）	施工前	施工中	施工後
	<0.056 本/L	<0.056 本/L	<0.056 本/L
特定建築材料の除去量	80 m <sup>3</sup> (面積 220 m <sup>2</sup> )		
特定粉じん排出等作業の対象となる 建築物の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延 べ 面 積 1,550m <sup>2</sup> (4階建)	其他工作物	
特定工事を施工する者の現場責任者 の氏名及び連絡場所	現場責任者 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 電話番号(〇〇)〇〇〇-〇〇〇		
下請負人が特定粉じん排出等作業を 実施する場合の当該下請負人の現場 責任者の氏名及び連絡場所	(株)〇〇興業 代表取締役社長 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号(〇〇)〇〇〇-〇〇〇		

添付書類：濃度測定結果報告書の写し 濃度測定を実施している現場写真 作業状況の写真